

## 6月定例会の採決結果及び賛否

議案番号	議案名	採決結果
議案第43号	八女市税条例の一部を改正する条例の制定について 説明：森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の一部改正及び特定小型原動機付自転車の区分が新設されたことに伴い、軽自動車税の種別割の税率等を変更するもの。	可決(多数)
議案第44号	令和5年度八女市一般会計補正予算(第4号)	可決(全会)
議案第45号 ～ 議案第68号	農業委員会委員の任命について(24人)《委員についてはP15に記載》 説明：農業委員会委員の任命について、議会の同意を得るもの。 ※議案第53号は、牛島孝之議員の任命を同意するものであるため、同議員は除斥。 (※除斥とは、議案の関係者にあたるため議事に参加しないこと。)	同意(全会)
請願第1号	地方財政の充実・強化を求める意見書採択のための請願	採択(全会)
委員会提出議案 第2号	地方財政の充実・強化に関する意見書	可決(全会)

は賛否が分かれた議案です

### 賛成・反対が分かれた議案の賛否一覧

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	
	高橋	花下	坂本	水町	古賀	久間	原田	小山	高山	川口	田中	堤	石橋	牛島	服部	中島	栗原	三角	森	栗山	川口	橋本	
	信広	主茂	治郎	典子	邦彦	寿紀	英雄	和也	正信	堅志	栄一	康幸	義博	孝之	良一	信二	吉平	真弓	茂生	徹雄	誠二	正敏	
議案第43号	○	○	●	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	欠	○	—

○：賛成  
●：反対  
欠：欠席  
—：議長  
議長は採決に  
加わりません

### 報告 (報告事項のため採決はありません)

報告第5号	八女市土地開発公社の令和4年度決算及び令和5年度事業計画の報告について
報告第6号	令和4年度八女市一般会計予算継続費繰越計算書の報告について ※継続費繰越とは、各年割額に係る歳出予算額のうち、その年度内に支出されなかった予算残額を継続費の設定年度終了まで繰り越して使用することができるもの。
報告第7号	令和4年度八女市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について ※繰越明許費とは、その性質上または歳入歳出予算成立後の事由に基づいて、年度内に支出が完了しない見込みのものを、議会の議決を経て、翌年度に繰り越して使用することができるもの。
報告第8号	令和4年度八女市一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について ※事故繰越しとは、年度内に支出負担行為を行い、避けがたい事故のため年度内に支出が終わらなかったものを翌年度に繰り越して使用することができるもの。

みんなで徹底しよう！『三ない運動』

政治家は有権者に寄付を  
**贈らない!**



政治家は有権者に寄付を  
**求めない!**



政治家は有権者に寄付を  
**受け取らない!**



選挙の有無にかかわらず、政治家が選挙区内の人に寄付を行うことは禁止されています。有権者が求めてもいけません。

冠婚葬祭における贈答やお歳暮・お中元なども寄付になるので、注意してください。年賀状や暑中見舞状などの時候のあいさつを出すことも「答礼のための自筆によるもの」を除き禁止されています。

# 人事案件

## 農業委員会委員

次の方を任命することに同意しました。

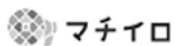
小川 (おがわ)	仁田原 (にたばる)	大津 (おおつ)	牛島 (うしじま)	八田 (はった)	月足 (つきあし)	池尻 (いけじり)	中村 (なかむら)	溝田 (みぞた)	堤 (つつみ)	樋口 (ひぐち)	平井 (ひらい)
哲郎 (てつろう)	一太 (かずた)	達喜 (たつき)	孝之 (たかゆき)	久男 (ひさお)	靖彦 (やすひこ)	律芳 (のりよし)	輝義 (てるよし)	耕一 (こういち)	正義 (まさよし)	重樹 (しげき)	照也 (てるや)
氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏
松本 (まつもと)	井手 (いで)	國武 (くにたけ)	服部 (はっとり)	丸林 (まるばやし)	田形 (たがた)	伊藤 (いとう)	高山 (たかやま)	塩塚 (しおつか)	原 (はら)	大坪 (おおつぼ)	仁賀木 (にがき)
敬介 (けいすけ)	洋一 (よういち)	覚 (さとる)	正文 (まさふみ)	京市 (けいいち)	隆徳 (たかのり)	正博 (まさひろ)	和典 (かずのり)	義治 (よしはる)	義博 (よしひろ)	知美子 (ちみこ)	義文 (よしふみ)
氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏

### 農業委員会とは…

法律に基づき設置される行政委員会で、農業に関する識見を有し、農業委員会の所掌事項に関し職務を適切に行うことができる者のうちから、議会の同意を得て任命されるもので、任期は3年です。(令和8年7月19日まで)

議会だよりはスマートフォンでも読めます。

議会だよりはスマートフォンアプリ「マチイロ」で読むことができます。



マチイロを利用するためには、スマートフォンに「アプリ」をダウンロードする必要があります。



※アプリは無料ですが、通信料は利用者負担となります。

※広告が表示されますが、内容に関しては市は関係ありません。

## 傍聴者の声

議会を傍聴されたみなさんの声をご紹介します。

(原文のまま記載)

### ～6月定例会～

- 広報が毎月1日発行ですので、議会での質問は3月、6月、9月、12月の3～4日から始めてもらおうと参加しやすいです。
- 今回の市議選挙の投票率が52.37%と大変低い状況でした。この事は選挙民はもとより議会、執行部三者に責任があると思います。議会事務局としても何らかのアクション努力が必要でしょう。